

提出書類（申込時に必要なもの）

全ての方が必要なもの

- (1) 入居申込書（別紙様式）・・・入居予定者全員を記入すること（必ず連絡先住所・電話番号を記入）。
- (2) 所得額証明書（世帯分）・・・入居予定者全員の、所得額証明書(世帯分)が必要。各市町村税務課で発行。
- (3) 住民票の写し・・・入居予定者全員の分が必要。
- (4) 納税確認同意書（別紙様式）または納税証明書・・・町内在住の方は別紙の同意書に入居予定の中学生以下を除く全員の記入と押印を、町外在住の方はその市区町村税務課が発行する納税証明書を添付してください。町税等の未納があった場合は、申込できません。

※ただし、別紙の同意書によりマイナンバー提示で（2），（3）は省略可

該当する方のみ必要なもの

- (5) 健康保険証（写）・・・別居扶養者がいる場合、扶養関係を証明できるものとして必要となります。
- (6) 婚約証明書・・・同居しようとする者が婚約者である場合に必要です。
- (7) 戸籍抄本・・・寡婦又は寡夫の方のみ必要。
- (8) 転退職したことを証明する書類等・・・1月1日以降に転退職された方は、別途書類が必要となる場合がありますので、建設課へお問い合わせください。

入居者資格

この住宅に入居できる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかであること。
- (2) 現に同居、もしくは同居しようとする親族がある事、又は近日中に結婚の予定がある者。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員では無いこと。
- (5) 定められた収入基準に該当すること。

収入基準額(下記計算式参照)が158,000円を超えると申込できません。

$$\text{基準額} = \left[\left(\begin{array}{c} \text{収入がある} \\ \text{方全員の所得} \\ \text{金額の合計} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 380,000\text{円} \times \\ \text{同居親族数} \\ \text{(本人を除いた人数)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{その他控除合計} \\ \text{老人扶養控除,} \\ \text{寡婦(夫)控除 等} \end{array} \right) \right] \div 12$$

※家賃額については、各部屋ごとに所得（収入基準額）によって異なります。

その他

入居の際は注意事項等がありますので、事前に了解ください。

- (1) 入居にあたっては敷金の納付（当初家賃の3ヶ月分）と連帯保証人の保証が必要です。
- (2) 入居決定後、10日以内に入居の手続が必要です。
- (3) 基本的に各住宅の所在する集落に加入することが必要です。
- (4) 犬、猫、その他、動物・ペットの飼育は絶対禁止です。
- (5) 入居後、申込時点で記載された方以外の者を同居させる場合は許可が必要です。
- (6) 住宅料を滞納した場合は保証人へ請求するとともに、明け渡しの対象となります。
- (7) その他、関係法令・条例等に則ります。